

さわやかあいさつの会規約

(主 記)

第1条 この規約は、さわやかあいさつの会について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 さわやかあいさつの会は、青少年健全育成の立場から、地域住民・子ども・教員・在勤者等がおたがいに挨拶をかわし、安全・安心のまちづくりをめざすことを目的とする。

(組 織)

第3条 さわやかあいさつの会は、前条の目的に賛同する社会福祉協議会、事業所、教育施設等の代表をもって組織する。

(事 業)

第4条 さわやかあいさつの会は、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成に関する事業
- (2) あいさつ運動を広めるための事業
- (3) その他目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 さわやかあいさつの会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 1人
- (4) 監 事 2人

(役員を選任・任期)

第6条 役員を選出は、構成員の互選とする。任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

(職 務)

第7条 会長は、さわやかあいさつの会を代表し会務を総括する。

- 2 会長は、会議を招集する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。
- 4 会計は、会の経理を担当する。
- 5 監事は、会の経理を監査する。

付 則

- 1 この規約は平成20年4月1日から施行する。